

第8号様式（第8条関係）

世 富 第 6 3 3 号
令和4年6月30日

ファナック株式会社
経営統括本部 営繕部長 中嶋 幸夫 殿

山梨県知事 長崎 幸太郎



ファナック(株)HQ37棟太陽光発電設備設置工事に係る
景観配慮書に対する意見について（送付）

令和4年5月30日付けで送付された景観配慮書に対する、山梨県世界遺産富士山の保全に係る景観配慮の手續に関する条例第8条第1項の規定による意見は、別紙のとおりです。

〒400-8501
甲府市丸の内1丁目6-1
山梨県観光文化部
世界遺産富士山課富士山保全企画担当
TEL 055-223-1330

(別紙)

ファナック(株)HQ37棟太陽光発電設備設置工事に係る
景観配慮書に対する意見について

1 対象事業

- (1) 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
事業者の名称：ファナック(株)
代表者の氏名：経営統括本部 営繕部長 中嶋幸夫
主たる事務所の所在地：山梨県南都留郡忍野村忍草字古馬場3580
- (2) 対象事業の名称
ファナック(株)HQ37棟太陽光発電設備設置工事
- (3) 対象事業の種類
建築物の増築の事業
- (4) 対象事業の規模
事業区域の面積 691,702.00㎡
建築物敷地の面積 20,929.41㎡
- (5) 対象事業の実施に係る区域の位置
山梨県南都留郡山中湖村字杏木道下996番1外5筆

2 意見

- (1) 全般的事項
特になし
- (2) 個別的事項

事業者見解書を作成する際に追加していただきたい資料については、別途通知します。

3 告知

景観配慮書の記載事項について補足又は追加の説明を希望する場合は、この意見書を受け取った日の翌日から起算して30日以内に山梨県知事に対し、景観配慮書の記載事項について説明する機会を与えるよう請求することができます。この場合の請求は、説明機会付与請求書(山梨県世界遺産富士山の保全に係る景観配慮の手續に関する書類の様式等を定める要領第3号様式)により行ってください。